

企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 政策推進係
☎476-1111(224)

◆平成 29 年度大崎町地域にぎわいづくり事業の募集について

本町では、地域づくり協議会や公民分館、自治公民館などの団体が実施する『にぎわいのある地域づくり』を進めるための事業の一部を助成する『大崎町地域にぎわいづくり事業』を募集します。

【補助対象団体】 ・地域づくり協議会 ・公民分館 ・自治公民館

【対象事業】 ・地域の魅力を生かし、人や物の交流が図られる事業
・地域の特産物を活用した商品開発や地産地消につながる事業
・その他地域住民が一体となってにぎわいを創出する事業

補助対象経費	補助率	補助限度額
にぎわいのある地域づくりに要する経費	80%以内	10万円

【募集期間】 4月18日（火）～5月19日（金）

【受付窓口】 役場企画調整課 政策推進係

※申請書類は郵送による応募も受け付けますが、できる限り応募団体の代表者など事業内容のわかる方がご持参ください。

※詳しくは大崎町ホームページをご覧ください。

企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 商工観光係
☎476-1111(221)

◆空き店舗対策補助事業について

町内商店街の活性化を図るため、空き店舗を利用して事業を始めようとする事業者等に対し、開業に係る経費（店舗改修費等）の一部を助成します。なお、空き店舗とは、主に三文字地区の施設で商業活動が3か月以上利用されていない店舗（商業または事務所の用に供していたもの）のことをいいます。

【補助対象者】 ○個人または法人（中小企業）、その他の団体

【補助の要件】

- 小売店、飲食店、サービス業（風営法に規定するものを除く。）※対象にならない業種があります。
- 店舗の入口が道路、または歩道に接していて、かつ、店舗の1階で行う事業
- おおむね午前10時から午後6時まで営業し、かつ、直接客が店舗に来ること
- コミュニティ施設（展示、休憩所などで特に活性化に寄与するもののうち、商工会、その他任意の団体が行うものに限る。）
- 次のいずれにも該当しないこと
 - ・町内の店舗から他の店舗に移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした事業者
 - ・町税などの滞納をしている事業者 ・その他町長が不適当と認める事業を行おうとする事業者

【補助対象経費 補助金額】 ①店舗改修費用・・・改修費の総額が1件20万円以上であり、補助金の上限は50万円
②店舗賃借料・・・月額賃借料の2分の1で、1店舗につき1年を限度。上限は30万円

【補助金の交付手続き】

補助金の交付を受けようとする方は、事前に相談のうえ、申請書に関係書類を添えて、役場企画調整課に提出してください。